## 超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する告示案に係る意見募集 に対して提出された意見と総務省の考え方

意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
・新旧対照表の改正案欄、現行欄の鹿児島県の入来観察局の所在地の「裏	当該受信設備の設置場所につきましては、総務省告	あり
之名」は「浦之名」ではないのですか?	示第 166 号(平成 22 年 4 月 20 日)では「鹿児島県薩	(左記のとおりとする)
	摩川内市入来町裏之名四〇一八番地三」と表記してい	
	ましたが、確認したところ、現在の設置場所は「鹿児	
	島県薩摩川内市入来町浦之名四〇一八番地三」である	
	ため修正いたします。	
・新旧対照表の現行欄の記載の一部が赤字で記載されていますが、これ	今回の改正では、表全体を改正していますが、平成	
は何を意味しているのですか?	27年12月9日に指定の有効期間が到来したため、除外	
	する受信設備を赤字で記載しています。	
・新旧対照表の附則には傍線がひかれていませんが、改正部分ではない	当該附則は、本件の一部改正のための告示案にかか	
のですか?	る附則であり、改正部分には該当しないため、傍線を	
【個人】	ひいていません。	